

1. 本教材について

毎年、「くにびきマラソン」を開催している出雲市の市長に、ある年全盲の方から「マラソン大会に参加したい・・・」という電話があり、どうしたものかと悩んだ市長が、伴走者がいればいいのだと思いつき、市役所の職員 5人が交代で伴走し完走したという話です。

- ▼当時 (1992年) すでにブラインドマラソンや伴走者の養成などの取り組みが各地で進められていました。マラソンに参加希望の電話の主は「参加したいが、誰か伴走してくれる人はいないか。」という相談でした。市長や担当部局は、参加したい人の「大会に参加する」という視覚障害のある参加希望者の権利を保障することです。誰でも参加できる、の「誰でも」の中から視聴覚障害やその他の障害をもつ方の存在が抜けていたことこそを市長は恥じ、障害者の権利を保障する立場でのとりくみを進めることが必要でした。
- ▼障害者の権利が「思いやり」や「親切」といった道徳的価値に変えられていくことが問題です。障害者＝助けてあげなければならない人だから、思いやりの心をもって親切に接しましょう、という「してあげる」「してもらおう」の関係は対等ではなく差別の関係です。誰もが参加できるように当事者との合意形成を踏まえた合理的配慮をすることが主催者側の責任なのであって、親切や思いやりではありません。
- ▼この話には主役であるべき当事者が全く登場しないのは、合意形成の過程が示されていないので、市長の一方的な思いやりを美化しています。市長も 5人の職員も「どうしたらよいか・・・」「どんな言葉をかけたらいいか」「腕振りのタイミングはどうなのか」と悩む前に、当事者に「どうすることを必要としていますか？」と聞く必要がありました。一方的な「思いやり」では「迷惑」になることだって考えられます。それぞれの障害者にはそれぞれの「特別な needs」がありますが、障害者の権利保障として行政がどのような合理的配慮を行うべきなのかについて考え議論を深めることが重要になります。

2. 本教材を扱う際に、特に注意すべきだと考えたこと

- ・共に生きる社会を考えると、障害者のハンディを埋めるのは当たり前のことで、それを「親切や思いやり」という心のもちようで終わらせてはいけない、障害者の権利を保障することを子どもたちが考えることが大事です。
- ・別冊の「見事ゴールインした時、5人はどんな気持ちだったでしょう」という発問は、「目の不自由な人が完走できてよかった。」⇒「やってあげてよかった。」⇒「いいことすると気持ちがいい。」になってしまう、という健常者の善意を美化する方向に導くので問題があります。

3. 指導過程

	子どもの活動や教師の発問等	留意点
導入	<p>◆障害者権利条約、障害者差別解消法について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条約、法がどのようにしてできたのかを説明する。 ・いくつかの条文を読み、条約、法の趣旨を知る。 <p>第4条 意思決定過程における障害当事者の関与</p> <p>第30条 スポーツや文化を楽しむ権利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の権利は障害者だけに与えられた権利(特権)ではなく、社会参加の条件を平等にするために作られたものであることが理解できるようにする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮 ・合意形成 <p>など</p>	
展 開	<p>◆教材文を読む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材文は 1992 年 第 11 回くにびきマラソンでの話である。障害者権利条約を批准した (2014 年) 今、こうすべきだったのではないかと、こうすればもっとよかった、という考えを出し合って、障害者の権利がどうすれば保障されるのか、話し合っていく。 *視覚に障害があっても伴走者をつければ、マラソンに参加できる。 *障害当事者としっかり話ができていれば、お互いに悩んだり苦労したりすることも少なかったのではないかと。 *誰もが参加できる工夫が必要、そのためには・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」を合言葉に、世界中の障害当事者が参加して条約が作成されたことを伝える。
ま と め	<p>◆社会モデルの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の「苦労」は社会に原因があるのだということがしっかり認識できるようにする。だから、障害者の問題は、障害をもつ〇〇さんの問題ではなく、社会をどう変えていくのか、という 1 人ひとりの問題である。そのために自分は何ができるのか、考えをまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因なのではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因があるという考え方 (社会モデルの考え方) を反映して条約が作られていることを知る。

4. 評価文例

5. 参考資料

障害者権利条約 わかりやすい版 外務省
障害者差別解消法